

ともしび保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人ともしび福祉会
所 在 地	大阪市東淀川区東中島5丁目19番3号
電 話 番 号	06-6326-7482
代表者氏名	理事長 小西 敏江

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	ともしび保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市東淀川区東中島6丁目6番8号
連 絡 先	電話番号 06-6325-1851 FAX 06-6325-1856
管 理 者	園長 千松 亜紀子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 15人 1歳児 26人 2歳児 26人 3歳児 30人 4歳児 30人 5歳児 30人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 75人 満1歳以上満3歳未満の児童 65人 満1歳未満の児童 15人
開 設 年 月 日	昭和56年4月1日
事 業 所 番 号	2710051003475
ホームページ	http://www.tomoshibifukushikai.jp

3 施設の目的・運営方針

ともしび保育園は保育を必要とする子どもの生涯における人格形成の基礎を培う重要な時期であるとの認識のもと、以下の保育理念、保育方針に基づいて保育を提供してまいります。

【保育理念】

「明日の幸せ この子がつくる」

心豊かな「人」になるようにあたたかい保育を提供します

【保育方針】

「よくあそび よくねむり よくたべるこどもをそだてる」

「こころもからだものびのびとしたあかるいこどもをそだてる」

健康な身体を作り、正しい生活習慣の自立と感性豊かなこどもに育てます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		1670.72 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 合金メッキ鋼板ぶき 3 階建
	延べ面積	1315.39 m ²
園 庭		地上園庭 495.27 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	2 室	ひよこ組(満 0 歳児クラス) あひる組(満 1 歳児クラス)
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	りす組(満 2 歳児クラス) うさぎ組(満 3 歳児クラス) きりん組(満 4 歳児クラス) ぞう組(満 5 歳児クラス) 各 1 室
遊戯室(ホール)	1 室	
調理室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成 30 年 3 月 31 日 改訂)に基づき、以下の保育の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別保育

ア 体育指導 (対象 3 歳児～5 歳児)

(株)ウエルネス

イ 英会話 (対象 3 歳～5 歳児)

セイハネットワーク(株)

ウ キッズダンス (対象 3 歳～5 歳児)

(株)セイハ ダンスアカデミー

エ お茶指導 (対象 5 歳児)

飯田 有里子先生

6 職員の職種、職員数及び職務の内容

令和8年4月1日現在

職 種	職務の内容	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の保育等をつかさどる	27	24	3	
保育補助	園児の保育等をつかさどる	3	1	2	
調理員	自園調理(業務委託)	5	1	4	
栄養士	業務委託(献立作成、食育)	1	1		
事務員	事務職	1	1		
用務員	園内の清掃・消毒	4		4	シルバー人材センター

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(8:00~19:00)
主任保育士	正規の勤務時間帯(8:00~19:00)
保育士	正規の勤務時間帯(8:00~19:00)
事務職員	正規の勤務時間帯(8:00~19:00)
調理員	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

※1月4日及び8月13日~15日は家庭保育協力日となり、ご協力をお願いします。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、8時から19時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、
8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、
8時から8時30分までまたは16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、別途、延長保育料が必要となります) ※詳細は26.時間外保育に係る利用者負担金に記載

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理(調理業務は一富士フードサービス(株)が行います。)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時40分頃	15時頃	
5歳児		11時50分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※授乳の必要なお子さまには、当園では明治 ほほえみの提供になります。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※食物アレルギーの種類、状況によっては対応が出来ない場合がございます。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担

令和8年9月より0～2歳児の第1子の保育料も無償化になり、全てのお子さんの保育料が無償となります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

別表1に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、お手続きいただいた銀行の口座から振替させていただきます。

11 特別支援保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもと共に育ち合うことを基本的な考え方としてインクルーシブ保育の特別支援保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が園の重要事項説明等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が子ども・子育て支援法の規定により、支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内 科【内科健診】

医療機関の名称	淀川キリスト教病院
医院長名又は医師名	院長 藤原 寛
所 在 地	大阪市東淀川区柴島 1-7-50
電 話 番 号	06-6322-2250 (代表)

(2) 歯 科【歯科健診】

医療機関の名称	医療法人 同仁会 歯科クリニック
医院長名又は医師名	理事長 中 原 誠 哉
所 在 地	大阪市淀川区東三国 2-24-11
電 話 番 号	06-6394-0288

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	消火避難訓練は、毎月1回実施。(消防署立ち会い年2回) 地震・津波・洪水、不審者対応訓練は年1～2回実施。

◎最終避難場所

〈地震の場合〉

ともしび保育園園庭

〈洪水・津波の場合〉

ともしび保育園 3 階（屋上）または 特別養護老人ホーム ともしび 5 階

〈保育園が火災の時、もしくは近隣が火災で園内にいるのが危険な場合〉

特別養護老人ホーム ともしび

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 定期的に職員に対して人権チェックリストを用いた虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決制度	苦情受付担当者：主任 福井 千恵 苦情解決責任者：園長 千松 亜紀子	
	第三者委員 寺田 崇雄	電話番号 06-6761-1171
		大阪市私立保育園連盟会長

※ 苦情解決の報告等は当法人のホームページに掲載しています。

19 賠償責任保険の加入

1 事故	10 億円
1 名につき	2 億円

※日本スポーツ振興センターの災害共済給付の保険にも加入しています。

20 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
0 歳児	13 人	14 人	14 人
1 歳児	24 人	26 人	26 人
2 歳児	25 人	24 人	26 人
3 歳児	27 人	25 人	29 人
4 歳児	26 人	28 人	28 人
5 歳児	23 人	25 人	28 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和 5 年度受審	概ね良好
自己評価の実施状況	毎年度実施	概ね良好

- 22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨(適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

24 臨時休園の判断基準

大阪市に朝6時時点で「**暴風警報**」、「**特別警報**」が発令されている場合は、子どもの安全を第一に考え、終日臨時休園とさせていただきます。

(1) 風水害の場合

	開園前	保育時間中
・警報（暴風・暴風雪）発表 ・危険警報（大雨・土砂災害・高潮）発表 ・特別警報（大雨・高潮・暴風・暴風雪・大雪・波浪）発表	臨時休園とする。	・警報発表後は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。ただし、園児全員の引き渡し完了するまでは保育を継続する。
・大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）以上発令 気象庁が発表する気象情報「警戒レベル3相当」は含まない。 ・高潮に関する大阪府市からの早めの避難の呼びかけがあった場合	該当区域に所在する保育所等は臨時休園とする。 ※大阪市水害ハザードマップ等を参考に自施設の浸水想定を確認してください。	・避難情報発令後は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。ただし、園児全員の引き渡し完了するまでは保育を継続する。 ・想定される浸水の深さに合わせて所定の避難ビルをはじめとする浸水の可能性のない安全な場所へ避難する。

(2) 地震の場合

	開園前	保育時間中
市内24区のいずれか1区でも震度5弱以上を観測	・保育開始前に地震が発生した場合は、当日は臨時休園とする。	・臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。 - ただし、児童全員の引き渡

	・保育終了後に地震が発生した場合は、翌日は臨時休園とする。	しが完了するまでは、施設内の安全が確保できる場所で保育を継続する。 ・状況に応じて安全な場所へ避難する。
--	-------------------------------	---

(3) 津波の場合

	開園前	保育時間中
津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令	避難指示該当区域は臨時休園とする。 【避難指示該当区】 北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区・港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区・城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区	・避難指示発令後は臨時休園とする。 ・避難指示が発令された場合は直ちに所定の避難ビルまたは3階以上の安全な場所へ避難する。 ・安全を確保したのち、保護者に連絡し、お迎えを依頼する。児童全員の引き渡し完了するまで、保育を継続する。

(4) 計画運休等の場合

	開園前	保育時間中
JR 大阪環状線及び大阪メトロ前線が運休（計画運休含む）	災害などを起因として運休となった場合や始発から計画運休が予定されている場合は臨時休園とする。	保育を継続する。 ただし、計画運休が予定されている場合は、保護者へお迎えを依頼する。

(5) その他

	開園前	保育時間中
建物等に甚大な被害が発生し、安全な保育ができない場合	臨時休園とする。	臨時休園とする。

25 保育再開の基準

津波・風水害の場合	避難情報や警報が解除され、施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園する。
地震の場合	施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園する。
計画運休等の場合	職員体制の確保ができ次第、速やかに開園する。
その他の場合	施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園する。

◎保育中、大阪市下に「暴風警報」、「特別警報」が発令された場合は、
速やかにお子様を迎えに来てください。

(朝、警報の発令が予測される際には、休園措置をとる場合があります。)

◎緊急時の対応はコドモン一斉メールの配信でお知らせします。

ご不明な点は保育園へお問い合わせください。

【固定電話】06-6325-1851

【IP 電話】050-1722-1316 (非常時 固定電話が繋がらない場合)

25 ICT ソフト（コドモン）について

以下の通り、アプリでの運用となります。

登降園管理（玄関のタブレットでQRコード、もしくはタッチパネルで打刻）

保護者連絡（欠席・遅刻連絡・お迎え時間・お迎えの方の変更連絡等）

お知らせ一斉配信（園だより・行事等のお手紙・掲示内容をアプリで配信）

連絡帳（アプリで連絡帳をやりとり）

資料室（意見書・登園届等、不定期で閲覧が必要な申請書類などを確認、
ダウンロード可）

26 時間外保育に係る利用者負担について

- ① 保育標準時間認定（8:00～19:00）の方で、保育必要時間以降の時間外保育料
30分毎 1回/200円（1分を過ぎたら）
- ② 保育短時間認定（8:30～16:30）の方で、保育必要時間以降の時間外保育料
30分毎 1回/200円（1分を過ぎたら）
- ③ ①②すべての方で、19:00を過ぎた場合の延長保育料
10分毎 1回/300円（1分を過ぎたら）
（但し、土曜日は18:00以降）

*延長保育料は月末締めで翌月5日に請求書をお渡しし、

翌月15日（振替日が土日祝の場合はその翌日が振替日となります）

に銀行の口座から振替させていただきます。

27 IC カードについて

IC カードは保育園の中に入る際の通園門の解錠に使用します。登降園時に通園門設置の機器（カードリーダー）にタッチしてください。

*IC カードにはチップとコイルが内蔵されていますので、折り曲げたり乱暴に扱わず、必ず大人が取り扱うようにお願いします。

28 意見書・登園届について

保育園では感染症に罹患した子どもの体調ができるだけ速やかに回復するように迅速かつ適切に対応するとともに、乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育園内での感染拡大を防止する観点から、学校保健安全法施行規則に規定する出席停止の期間に準じて対応しています。

罹患の種類に応じて『意見書（医師が記入）』または『登園届（保護者が記入）』を保護者から保育園に提出するという取り扱いをお願いします。

※罹患の種類につきましてはコードモンの資料室に「意見書（医師が記入）」「登園届（保護者が記入）」を入れておりますので、裏面の「感染症の登園基準」をご確認ください。

29 カスタマーハラスメント防止に関する当園の方針

当園では、園児が安心して過ごせる環境づくりと共に、職員が安心して保育業務に従事できる環境を整えることも重要であると考えています。また、保護者の皆様からのご意見、ご要望、ご相談につきましては真摯に受け止め、誠実に対応いたします。

一方で、職員に対する暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言、長時間の拘束、過度な要求、SNS 等による誹謗中傷など、社会通念上相当な範囲を超える要求や言動は、職員の人格や尊厳を傷つけるだけでなく、他の園児や保護者へのサービスの提供にも影響を及ぼし、適切な保育サービスの提供に支障をきたす場合があります。

当園は、職員及び園児の安全を守るため、このような行為が確認された場合は、複数職員での対応、面談方法の変更、行政機関や専門家への相談、警察への通報等を含め、組織として適切かつ毅然と対応します。

今後も保護者の皆様との相互理解と信頼関係を大切にしながら、子どもたちにとって最善の保育環境を提供できるよう努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

別 表－１

１ 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

０歳児 １歳児 ２歳児（１,５００円）税込

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
行事費等	定例行事時の記念品及びイベント代、 クラス運営に係る費用の一部負担金	月額 １,５００円

３歳児 ４歳児（１０,０００円）税込

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
主食費	給食主食代	月額 ２,０００円
副食費	給食副菜・デザート、おやつ、牛乳等	月額 ５,０００円
行事費等	定例行事時の記念品及びイベント代、 クラス運営に係る費用の一部負担金	月額 １,５００円
特別保育料	体育指導 英会話 キッズダンス } 一部負担金	月額 １,５００円

５歳児（１１,０００円）税込

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
主食費	給食主食代	月額 ２,０００円
副食費	給食副菜・デザート、おやつ、牛乳等	月額 ５,０００円
行事費等	定例行事時の記念品及びイベント代、 クラス運営に係る費用の一部負担金 バス遠足・電車遠足・雪遊び遠足の一部負担金	月額 ２,０００円
特別保育料	体育指導 英会話 キッズダンス お茶指導 } 一部負担金	月額 ２,０００円

特別保育については保護者の同意が必要となります。

利用者負担金は毎月１５日に口座振替させていただきます。